

広島県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石原上（一八〇〇）地区	急傾斜地の崩壊	石原上（一八〇〇）地区	急傾斜地の崩壊
大谷上（一九五〇）地区	急傾斜地の崩壊	大谷上（一九五〇）地区	急傾斜地の崩壊
三原病院下（二六一八）、大谷（二七七二）地区	急傾斜地の崩壊	三原病院下（二六一八）、大谷（二七七二）地区	急傾斜地の崩壊
三原病院北（二七七四）、農民資料館上（二七七五）地区	急傾斜地の崩壊	三原病院北（二七七四）、農民資料館上（二七七五）地区	急傾斜地の崩壊
沖成瀬上（四八〇二）地区	急傾斜地の崩壊	沖成瀬上（四八〇二）地区	急傾斜地の崩壊
上原上（四八四一）地区	急傾斜地の崩壊	上原上（四八四一）地区	急傾斜地の崩壊
上原上（四八四一）隣（二）地区	急傾斜地の崩壊	上原上（四八四一）隣（二）地区	急傾斜地の崩壊
上原上（四八四一）隣（三）地区	急傾斜地の崩壊	上原上（四八四一）隣（三）地区	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

大谷川支川四(五〇二隣一)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川四(五〇二隣一)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川四(五〇二隣二)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川四(五〇二隣二)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川四(五〇二隣四)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川四(五〇二隣四)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川四(五〇二隣五)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川四(五〇二隣五)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川四(五〇二隣六)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川四(五〇二隣六)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川六(五〇四a)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川六(五〇四a)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川六(五〇四b)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川六(五〇四b)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川六(五〇四c)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川六(五〇四c)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川六(五〇四d)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川六(五〇四d)地区	土石流	次の図のとおり
大谷川支川六(五〇四e)地区	土石流	次の図のとおり	大谷川支川六(五〇四e)地区	土石流	次の図のとおり
東大谷川(二七a)地区	土石流	次の図のとおり	東大谷川(二七a)地区	土石流	次の図のとおり
東大谷川(二七b)地区	土石流	次の図のとおり	東大谷川(二七b)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。